

## 江北町議会情報セキュリティ基本方針

### 1 目的

本基本方針は、江北町議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本町議会の情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

本基本方針において用いる用語の意味は、次のとおりとする。

#### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

#### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

#### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

#### (4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

#### (6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (7) インターネット接続系

インターネット、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

#### 4 適用範囲

##### (1) 対象範囲

本基本方針は、本町議会が保有する情報資産の利用者に適用する。

ただし、議会事務局職員が保有する情報資産については、その取り扱いが江北町情報セキュリティポリシー基本方針に従うものとし、本基本方針の対象範囲外とする。

##### (2) 情報資産の範囲

本基本方針における情報資産の範囲は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

#### 5 議員及び議会事務局職員等の遵守義務

議員、議会事務局の職員（以下、「議員等」という。）及び部外受託者等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、活動及び業務の遂行に当たって関係法令等及び本基本方針を遵守しなければならない。

#### 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するため、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

##### (1) 組織体制

本町議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織を議会運営委員会とする。

## (2) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を講じる。

## (3) 物理的セキュリティ

情報システムを設置する施設の管理について、物理的な対策を講じる。

## (4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う 等の人的な対策を講じる。

## (5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

## (6) 運用

情報システムの監視、本基本指針の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するための危機管理対策を講じるよう努める。

## (7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

## (8) 評価・見直し

情報セキュリティ基本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティ基本方針の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行う。

## 7 情報セキュリティ監査及び点検の実施

本基本方針が遵守されていることを検証するため、定期的又は必要に応じて

て、議会運営委員において情報セキュリティ監査及び点検を実施する。

#### 8 情報セキュリティ基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び点検の結果、本基本方針の見直しが必要になった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、本基本方針を見直す。

#### 附 則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。